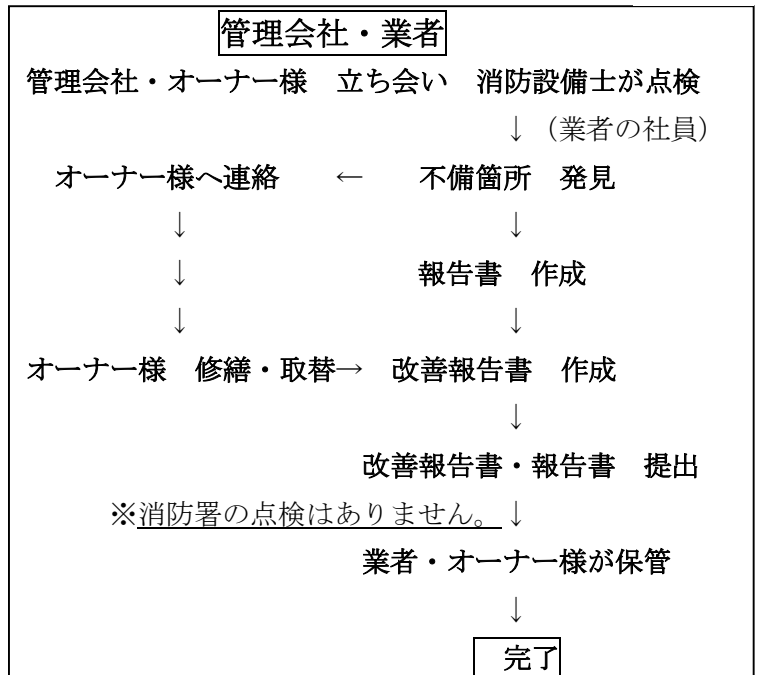
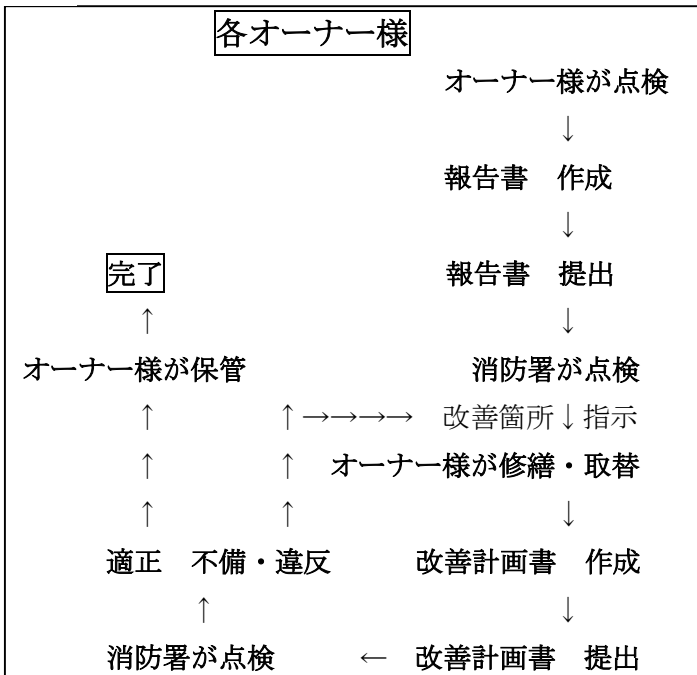




# 京都市内の消防設備点検に関して言えば、

3年以上、消防設備報告書が提出されていない建物(※I)については、事前通告無しに、市内の消防署の方が点検されます。消防署の点検方法は細かくあり、ここでは述べませんが、消火器の点検日付けをよくチェックされるとのことです。点検不備及び違反があれば、管理会社またはオーナー様に連絡があり、査察結果通知書(※別紙)を送付されます。

点検～報告書の保管までは、大きく分けて「各オーナー様ご自身でする」または「管理会社・業者に任せる」の2通りがあります。下記図を、参照して下さい。



各オーナー様ご自身でなさる場合は、点検から報告まですべて、しなければなりません。手間がかかり、建物に不備・違反がある限り、点検しなければなりません。その点、管理会社・業者に消防設備報告を任せると、費用は発生しますが点検(消防設備士)、報告書提出～報告書管理までされますので、非常に手間が省けます。

**尚、弊社では、消防用設備に携わる業者と提携を致しております。**

**新設置は勿論、点検業務、保守契約、消防手続一切の業務につきましては、こちらから手配をさせていただきますので、お気軽に各店舗迄お問い合わせ下さい。**

※ I 次の1又は2に該当する建物以外

- 1 延べ面積は1000㎡以上の建物
- 2 次の1及び2の条件に該当する建物
  - (1) 特定用途(不特定多数の者が利用する用途)が3階以上の階又は地階に存するもの
  - (2) 階段が1つのもの(屋外に設けられた階段等であれば免除)



学生ハウジング 00.00.00